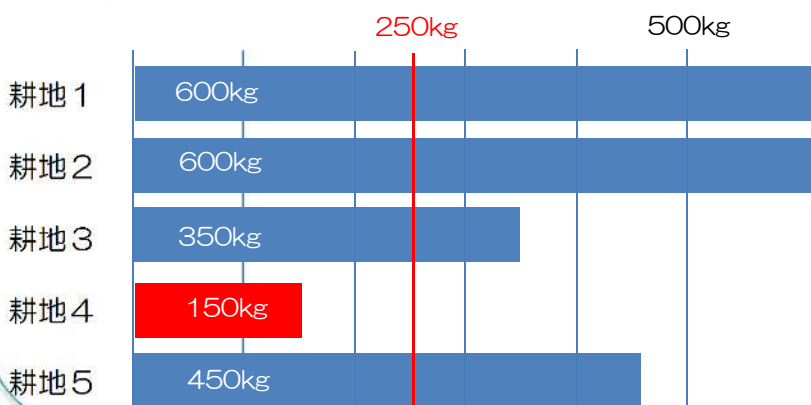


一筆全損特約と一筆半損特約について

水稲共済の一筆方式引受廃止に伴い、一筆単位の補償から加入者単位への補償へと移行することで、一部の耕地に大きな被害が発生した場合でも共済金の支払とならない場合があります。そこで、共済金をお支払いできる仕組みが一筆全損特約と一筆半損特約になります。

一筆半損特約支払例（条件は前頁の加入方式ごとの支払例と同じ）

- 引受面積 50a（10aの圃場が5筆）
- 基準収穫量 2,500kg（各圃場とも500kg）
- 単位当たり共済金額 200円



半損特約の対象耕地は基準収穫量の1/2を下回る収穫量の耕地に対し、特約が適用されます。左記のケースでは耕地4が該当します。

一筆半損特約の計算（加入時に特約の申し込みが必要です。）

$$\text{支払開始減収} \quad 150\text{kg} = \frac{\text{【半損耕地の基準収穫量】}}{500\text{kg}} \times \text{【*半損耕地支払開始割合】} \quad 3\text{割}$$

$$\text{半損耕地共済減収量} \quad 100\text{kg} = \frac{\text{【半損耕地の基準収穫量の1/2】}}{250\text{kg}} - \text{【支払開始減収量】} \quad 150\text{kg}$$

$$\text{半損特約の計算による共済金} \quad 20,000\text{円} = \text{【共済減収量】} \quad 100\text{kg} \times \text{【単位当たり共済金額】} \quad 200\text{円}$$

※ 半損耕地支払開始割合は、加入方式及び補償割合に応じて変わります。



半損特約の計算による共済金と、加入方式ごとの通常の方法で計算した共済金と比較し、大きい方の金額をお支払いすることになります。

全相殺方式9割補償に特約を付した場合

$$\text{支払共済金} \quad 20,000\text{円} \quad \text{【通常の方法で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円} = \text{【特約で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円}$$

半相殺方式8割補償に特約を付した場合

$$\text{支払共済金} \quad 20,000\text{円} \quad \text{【通常の方法で計算した共済金】} \quad 10,000\text{円} < \text{【特約で計算した共済金】} \quad 20,000\text{円}$$